

平成15年 第1回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成15年 3月13日(木)

午後 3時04分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
	11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員
	13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	岩 寺 一 之 君
農業委員会会長	中 山 勝 君	教育委員会委員長	高 松 慶 子 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	佐 藤 幸 一 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただいま定足数に達しておりますので、これより、2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番野議員、14番杉本議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、予算等審査特別委員会の予算等審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保委員長登壇)

○委員長（久保 寛委員長）委員会予算等審査報告をお手元の文書の朗読をもってご報告に変えさせていただきます。本委員会は付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規定により報告致します。

（以下、審査報告を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております19件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは、討論、採決を致します。

議案第5号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しま

した。

○議長（吉田好宏議長） 議案第6号、沼田町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第10号、沼田町手数料条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１１号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１２号、沼田町社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１２号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１３号、沼田町スコール基金条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第１３号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第１４号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「

した。

○議長（吉田好宏議長） 議案第15号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員） 7番。高齢化社会が益々進んでいく状況の中で、この介護保険というのはおそらく、下がる見とおしは無いと思うのです。この5段階に分けて、収入によって徴収されているのですが、2段階以下の低い方の、段階の方で非課税世帯の方からも保険料を取っている訳です。

しかし、憲法25条で定められた人間らしい文化的な生活というのは何かというと、非課税世帯というのは、その最低生活の基準に満たないので、或いは基準どおりなので、それから税金を引くという事になれば、これは憲法に保障された最低生活ができないという判断の元に非課税というのが設けられていると思うのです。

そういう意味からいうと、保険料を取るということは、その最低生活を崩すという内容になるので、今後国に対して、今25%の国の負担を30%以上にするというような闘いというか、そういう要求を今後続けてこういう方達の生活を脅かさないような方向で進んで頂きたい。

そして、町においてもこれらの人達、今一部やられていますけども、もっと助成を上げていく事を要求しておきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） ほかに、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 18 号、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 18 号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 29 号、平成 15 年度沼田町一般会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 30 号、平成 15 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 30 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第32号、平成15年度沼田町国民健康保険特別会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第33号、平成15年度沼田町介護保険特別会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第34号、平成15年度沼田町老人保健特別会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第３５号、平成１５年度沼田町公共下水道特別会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第３５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第３６号、平成１５年度沼田町水道事業会計予算について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第３６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長） 日程第３、議案第７号。沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の過料に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長） 議案第７号。沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の過料に関する条例について。沼田町における身体障害者福祉法等の支援費制度の

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第9号。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第9号。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成15年3月7日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、条例の説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異

る。

平成15年3月7日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、条例の説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第19号。沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第19号。沼田町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により沼田町道路線を下記のとおり認定する。

〈以下、町道路線の説明〉

平成15年3月7日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第20号。沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第20号。沼田町道路線の変更について。道路法第10条第2項の規定によって、沼田町道路線を下記のとおり変更する。

〈以下、町道路線の説明〉

平成15年3月7日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現在本町の人権擁護委員であります、式枚田 清氏が、平成15年8月31日に任期満了となり、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規程によって議会の意見を求めるものであります。

ありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は、省略することに決しました。本案について、採決致します。お諮り致します。諮問第1号はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決しました。ここで、暫時休憩を致します。

15時42分 休憩

16時03分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例、外2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第9、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第10号、請願第1号 米政策改革大綱の具体化に関する請願について。日程第11、請願第2号 WTO 農業交渉に関する請願について以上、日程に追加することに決しました。

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長）。日程第9、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、説明を省略し、これより質疑に入

ました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第10号、請願第1号 米政策改革大綱の具体化に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りします。請願第1号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第11号、請願第2号 WTO農業交渉に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、意見案第1号、米政策改革大綱の具体化に関する意見書（案）外2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第12、意見案第1号、米政策改革大綱の具体化に関する意見書（案）について。日程第13、意見案第2号 W T O 農業交渉に関する意見書（案）について。日程第14、意見案第3号、医療改悪の実施凍結に関する意見書（案）について以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第12、意見案第1号、米政策改革大綱の具体化に関する意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、意見案第2号、W T O 農業交渉に関する意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）日程第１４、意見案第３号、医療改悪の実施凍結に関する意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（町長あいさつ）

○議長（吉田好宏議長）以上で、全案件の審議が終了致しました。ただ今、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（西田篤正町長）　＜あいさつ＞

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成１５年第１回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

１６時１６分　閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員